

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、会社Aに雇用され、B県C市に所在する同社D管理センター（以下「会社」という。）において、債権管理業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月、新たに会社センター長が就任して以降、同人から日常的なパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受けるようになり、平成〇年〇月頃から心身に異常を来すようになったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Eクリニックに受診し「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したと述べている。当審査会としても、請求人は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、「平成〇年〇月頃から、夜眠れない日々が続き、寝付いても毎日のように『ウーウー』と苦しげな声を上げるようになり、会社に行くのが怖いと感じるようになった。職場の人を避けるようになり、食事もろくに喉を通らなくなった。体重も68kgから62kgくらいまで減った。仕事でも、掌に大量の汗をかき、体調不良のため、朝礼中も5分以上の直立不動ができず、ふらふらして体が揺れてしまう状態でした。」と述べ、また、請求人の妻も平成〇年〇月頃以降に請求人の様子がおかしいことに気付き始めており、さらに、Eクリニックの間診票及び診療録によれば、請求人は、「平成〇年〇月頃からパワハラ、うつ、不眠で困っている。」と訴えており、請求人は平成〇年〇月頃から恐怖心・不安な感じが症状として発現していることが確認できることから、専門部会の意見を妥当なものと判断する。

なお、請求人らは、請求人の精神障害の発病時期につき、平成〇年〇月下旬ないし〇月上旬頃であると主張するが、当審査会としては、上記に説示の諸点及び請求人の症状と経過等に照らし、同主張を採用することはできない。

- (2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月2

6日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月の間(以下「評価期間」という。)における業務による心理的負荷を認定基準に照らして検討すると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人らは、平成〇年〇月以降、Fセンター長からパワハラを受けたことが原因となって本件疾病を発病したと主張している。

この点、請求代理人は、平成〇年〇月〇日付け労災申請代理人意見書において、Fセンター長からのパワハラ行為に係る評価期間における出来事として、要旨、以下のとおり述べている。

① Fセンター長が、会社全体の朝礼の際や、その他の時にも、請求人を自席に呼び付け、会社所属の全従業員に聞こえるような大きな声で、仕事上の考え方の相違、方針の相違、業務遂行方法や管理職に対する挨拶の仕方、請求人の話し方が気に食わないということなどを繰り返し述べて、責め立て、恫喝した。

② Fセンター長が、「お前は、仕事しなくてもいいからそこに座っていればいい。」「一日中シュレッダーをかけてくれ。他の仕事は一切しないでいい。」「残業しなくていいから帰ってくれ。」などと言って仕事をとり上げ、高座に座らせて請求人を晒し者にした。

③ Fセンター長を含む執行職(G課長、H課長、I課長)が、請求人を取り囲んで責め立て、恫喝した。

(イ) 以上の主張のうち、まず、Fセンター長が請求人を繰り返し責め立て、恫喝したと主張する点についてみると、請求人は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、「Fセンター長は、必ずと言っていいほど、私の前を通る

度に、机上有る端末モニターが揺れるくらい両肘を着いて上から睨みつける様に覗き込みながら、威圧するような感じで話しかけて来るので、私も目を合わせるのが嫌なので、下を向いていると、『無視するのか』、『いつからそんなに偉くなったのか』などと言われ、非常に怖く感じました。」旨を述べている。

この点、Fセンター長は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、要旨、私が請求人の机の前を通るたびに請求人に対して因縁を付けるようなことを言ったり、請求人を監視するようなことはありません。また、頻繁に請求人の端末モニターを覗き込む等の行為をしたこともありませんと述べている。

また、G課長は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、要旨、Fセンター長が請求人を睨み付けたり、因縁を付けたり、監視するようなことはあり得ません。仕事上、数字を確認する意味で同意を求めたり、注意したりすることはあると思いますが、決して睨み付けたりすることはありませんと述べている。

Fセンター長及びG課長の上記各申述に不自然なところはなく、また、当時管理2課に所属していた会社関係者らはいずれもFセンター長から請求人が恫喝等を受けていたことを見た旨の申述をしておらず、さらに、他に、同事実があったことをうかがわせる事情を見いだせないことから、当審査会としては請求人の主張については、確認できないと判断するしかなく、同出来事があったとは判断できない。

(ウ) 次に、Fセンター長が仕事を取り上げ、高座に座らせて請求人を晒し者にしたと主張する点についてみると、請求人は、上記聴取書において、「私の場合、一日中、座らされていたことはありませんが、何度か呼び付けられて座らされたこともあります。このざんげ机に座らせるというのは、Fセンター長に対して逆らうとこうなるという、ある意味、見世物の意味合いが強いと思います。」と述べている。

この点、Fセンター長は、上記聴取書において、要旨、請求人に対して、仕事をしなくていいといったような発言や、俺のところに来るときは、震えながら来いといった怒鳴るなどの言動は絶対にありませんと述べている。

この点、G課長も、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、要旨、セン

ター長や他の課長、主査が請求人に対して、こうした発言や言動をすることは考えられませんかと述べている。

当審査会においては、これら会社関係者の申述内容を精査するも、相互に矛盾があるとは認められず、また、合理的な疑いを挟むほどに疑念を生じさせるものではないことから、請求人の主張は具体的ではあるものの、当該主張の事実は確認できないと言わざるを得ず、結局、請求人らが主張する出来事があったと判断することはできない。

(エ) 最後に、Fセンター長を含む執行職（G課長、H課長、I課長）が請求人を取り囲んで責め立て、恫喝したと主張する点について、当審査会において一件記録を確認するも、本件疾病の発病以前にFセンター長を含む執行職から請求人が上記のような行為を受けた事実は確認できない。

(オ) なお、請求人らは、前記（ア）の①～③以外にも、心理的負荷を受けた出来事があった旨をるる主張するが、いずれも本件疾病の発病後の出来事であり、評価の対象とはならないものである。

ウ 業務以外の心理的負荷及び個体側要因について、特記すべき事項は認められない。

(4) 上記のとおり、請求人には、業務による強い心理的負荷となった出来事は認められず、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。